

謹賀新年



東京ミッドタウン(六本木) / Photo by m.okuma

新たな日常の構築を——大熊 政一

昨年はコロナ禍のもとで東京オリンピック・パラリンピックが開催され、慌ただしく総選挙が実施されたが、やはり何とんでも新型コロナウイルスへの対応に明け暮れたといっ

てよい。繰り返された緊急事態宣言や、まんえん防止措置が9月末にようやく解除されたものの、今後も感染拡大の再発は予断を許さない。

とは、コロナ前の日常をそっくりそのまま復活させることではなく、これまでとは様変わりした新たな日常を構築しなければならないことである。気候変動による環境破壊、原発再稼働によるリスク、自然現象のみに帰せられない感染症の発生等々、人類の危機は一刻も猶予を許されない。成長ばかりを追求してやまない経済活動など、人類のこれまでの行動様式を根本的に見直すことが必要である。新たな日常とはそのようなものでなければならない。

- | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ● 弁護士 清水 洋二 | ● 弁護士 徳住 堅治 | ● 弁護士 島田 修一 | ● 弁護士 大熊 政一 | ● 弁護士 鴨田 哲郎 |
| ● 弁護士 野澤 裕昭 | ● 弁護士 宮坂 浩 | ● 弁護士 山内 一浩 | ● 弁護士 今村 核 | ● 弁護士 棗 一郎 |
| ● 弁護士 今村幸次郎 | ● 弁護士 雪竹 奈緒 | ● 弁護士 佐々木 亮 | ● 弁護士 梅田 和尊 | ● 弁護士 新村 響子 |
| ● 弁護士 並木 陽介 | ● 弁護士 蟹江鬼太郎 | ● 弁護士 細永 貴子 | ● 弁護士 早田由布子 | ● 弁護士 深井 剛志 |
| ● 弁護士 小野山 静 | ● 弁護士 大久保修一 | ● 弁護士 市橋 耕太 | ● 弁護士 伊藤 安奈 | ● 弁護士 鈴木 悠太 |
| ● 弁護士 高橋 寛 | ● 弁護士 中西翔太郎 | ● 弁護士 鈴木 創大 | ● 弁護士 沼田 英久 | ● 事務局 一同 |

就活セクハラ被害をなくそう！

梅田 和尊

今、就活セクハラが問題となっています。政府が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」(2021年4月)では、約4人に1人が就職活動中またはインターンシップ参加中にセクハラを受けた経験があると回答しました。内容は、性的な冗談やか



らかい、食事やデートへの執拗な誘い、不必要な身体への接触、性的な関係の強要など…。他方で、就活等のセクハラを受けた後、「何もしなかった」人が約4人に1人、相談すらできず泣き寝入りさせられている被害者が多い現状にあります。

被害者の中には、小さい頃からずっと夢で憧れていた業界への就職を諦めざるを得なくなったといった人生に関わる被害も…。

まずは、こういったハラスメントを禁止す

る、違法であることを明示する法律を作る、就活セクハラ被害の発生を未然に防止するため社員への教育等を含め企業が措置を採ることを義務づける、被害に遭ったり疑問に思うことがあった場合に大学や行政を含め相談して援助できる体制を充実させる(私が所属する日本労働弁護団でも、弁護士による就活セクハラLINE相談を行っています)といったことが必要です。何より、こういった就活セクハラが人権を侵害し人の一生を左右し得るものだとすることを一人ひとりが理解し社会に広く浸透させていくことが大切だと思います。



ラーメン山岡家店長の過労自死事件について

大久保 修一

全国に店舗展開しているラーメンチェーン店の店長の過労自死事件について、労災申請や会社に対する訴訟を佐々木亮弁護士、他事務所弁護士とともに担当しました。

被災者は、24時間営業のラーメン店の店長として勤務中、脳内出血を発症して倒れてしまいました。緊急手術・リハビリを経てもなお、重度の右半身麻痺や言語障害が残り、後遺障害等級1級と診断されました。そして、社会復帰も極めて困難な中で、将来を悲観し脳内出血で倒れてから約1年7か月後に自殺されてしまったのです(享年50歳)。

まず、労災については、発症前2か月平均でも98時間を超える長時間労働をしていたことや深夜勤務もあったこと等により脳内出血を発症したことは労災と認定されました。そして、自殺についても、重度な後遺障害が残り社会復帰が困難であることを自覚したことが原因であると判断され、労災であることが認められました。

会社に対する訴訟は、2年以上に及びましたが、最終的に和解が成立し、会社が遺族に対して同様の労災



が再発することのないよう、勤務間インターバル制度の導入等の措置を具体的に講じるということを約束するに至りました。

24時間営業という業態は消費者にとって便利な反面、そこで働く人の健康や生活を脅かすおそれがあります。ワークライフバランスが実現される社会になることを切に望みます。

ワクチン接種拒否による解雇、配転は許されません

中西 翔太郎

2021年11月15日時点で、新型コロナウイルスワクチン接種を2回終えた人は全人口の75.1%、高齢者(65歳以上)に限れば91.1%。その裏で「ワクチンを接種しなければ解雇、配置転換する」といった職場での不利益な取扱いが後を絶ちません。日弁連が今年実施した「新型コロナウイルス・ワクチン予防接種に係る人権・差別問題ホットライン」には合計301件(5月208件、10月93件)もの電話相談があり、不利益取扱い、同調圧力や差別への不安などを訴える声が全国から寄せられました。

予防接種法は「接種を受けるよう

努めなければならない」(9条1項)としており、ワクチン接種に法的義務はなく接種の強制はできません。厚生労働省は「新型コロナウイルスに関するQ&A」に、「接種拒否のみを理由として解雇、雇い止めを行うことは許されない」、配置転換の同意強要は「パワーハラスメントに該当する可能性がある」としました。

ワクチンは副作用のリスクがあり、身体への侵襲を伴うため、ワクチン



Photo : hiroyuki_nakai/ イメージマート

接種は個人の自由意思(憲法13条1項)で行うのが大原則だと考えられます。

日本国憲法13条1項前段

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



世界標準のハラスメント対策をしよう

新村 響子

日本のハラスメント防止法制が世界標準に達していないことをご存知でしょうか。

2019年6月、国際労働機関(ILO)で、ハラスメントを扱う初の国際労働基準である「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」が採択されました。この条約では、ハラスメントを包括的に広く定義し、禁止するよう求めています。一方、日本ではセクハラ・パワハラ・マタハラ等の個別のハラスメントごとに、事業主に対して防止措置義務を課していますが、包括的な規定ではないうえ、肝心のハラスメント「禁止」

は定められていません。

また、日本では就活生やフリーランスに対するセクハラ・パワハラや、顧客等から労働者に対するカスタマーハラスメントは法規制の対象外となっていますが、条約ではこのような第三者に対するハラスメントや第三

者からのハラスメントも広く保護対象としています。

この条約を活用して世界標準のハラスメント対策をしよう!と連合がパンフレットを作成しました。連合からの委託を受けて、当職を含む複数の弁護士で内容を練りました。社内でのどのような対策をすれば世界標準のハラスメント対策をクリアしたといえるのか、チェックリストで確認できるようになっています。

連合のホームページから無料でダウンロードできますので、ぜひご利用ください。



<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/gender/data/harassment/guidebook202109.pdf>

地球温暖化阻止は喫緊の課題

清水 洋二

昨年11月、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）がイギリスのグラスゴーで開催された。地球の温暖化による異常気象にストップをかける国際会議である。岸田文雄首相が上記会議に出席したことは評価出来るが、日本の取り組みは、環境団体から「化石賞」という不名誉な賞を与えられた。



「日本沈没」はフィクションによるドラマであるが、ツバルやフィジー等の島国にとっては一刻の猶予も許されない現実である。

日本にとっても、地球温暖化阻止は喫緊の課題である。

日本にとっても、地球温暖化阻止は喫緊の課題である。

JUNPO



イギリスの金融オンブズマン制度はスグレモノ

山内 一浩

イギリスの金融機関に預けていた約1万500米ドルを何者かにハッキングされた事件について、イギリスの金融オンブズマン制度を活用して、被害金全額と年8%の遅延損害金を回収した。この金融オンブズマン制度は、世界中から無料で電子メールでも苦情申し立てが可能。被害者の本国語でのやりとりもOK。審査担当者の和解案に不服ならオンブズマンの裁定を求められ、金融機関側はオンブズマンの裁定に対して取消訴訟はできず、被害者保護が図られている。もし被害に遭ったらお試しあれ。

コロナ禍の“便乗解雇”

徳住 堅治

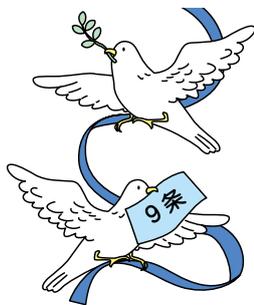
コロナ禍で休業補償・リモートワーク・労災等の新しい労働問題が生起している。“便乗解雇”もある。“うどんずき”で有名な東京美々卯では、会社解散・従業員150人が解雇された。外資系航空会社でも4名がリストラされ、労働者が解雇無効として労働審判を申し立てた。労働審判委員会は、雇用調整給付金を受給しないでの整理解雇は無効との意見を開示した。「センバ流通事件」仙台地決、「森山事件」福岡地決でも、同旨の決定が出ている。



憲法9条危うし

島田 修一

先の総選挙の結果、この国の「平和」が戦後最大の危機的状況を迎えています。議席の3分の2以上を確保した自民・公明・維新・国民民主と岸田政権は、憲法第9条改悪へ向けて激しく動き始めました。



多くのメディアがこの動きを批判しない現状を前に、主権者である我々はどうすべきか。いよいよ正念場を迎えました。9条を守る人々の輪を大きく広げていく。この決意を多くの人々が実行すれば必ず阻止できると確信します。

「スポーツの力」?

嶋田 哲郎

1年奴隷、2年平民、3年天皇、4年神様。運動部では「ジョーシキ」であった。

50年以上も前に、1・2年はお客様、3・4年が全ての雑用をやるというラグビークラブがあり、結構強かった。このクラブではもう一つ、

ミスをして怒られない。しかし、ミスのカバーが遅れると怒られる。

「怒らないバレー」を主催する元代表の益子さんが協会の理事に選ばれた。スポーツ界も変わっていくのか?



ある将棋NHK杯戦

今村 核

先日、藤井聡太三冠（当時）対深浦康市九段戦が行われテレビ中継された。相居飛車戦で深浦九段が2四歩と拠点をつくり、藤井三冠が3一桂馬と2三の拠点を受ける展開だった。そこで深浦は2三銀と玉頭にぶち込み、同桂、同歩成、同金となった。そこで3四桂が妙手で、玉金の両取りだった。藤井1三玉、深浦4二桂成、その後、藤井2八歩、同飛車、3七歩成と、藤井はと金を作って飛車をいじめに行った。そこで深浦2三飛車成と金を取って飛車を切り、2六金と打って入玉を防ぐ手に出た。以下も手に汗握る攻防だったが、結局深浦が圧倒したのだった。



どういふ社会を将来に残したいのか

宮坂 浩

斎藤幸平氏の「人新世の『資本論』」という本がベストセラーになっています。経済成長を支えるため、多くの資源を求めて地球を開発してきた結果、人類はこれまで経験したことのない気候変動の危機に直面しており、その解決策として斎藤氏は「脱成長コミュニズム」を訴えています。

COP26でも指摘されたように、地球環境の破壊は途上国の人達や弱者、将来の世代から様々なものを奪うこととなりますが、私達がどういふ社会に住み、どういふ社会を残したいか、様々な示唆を与えてくれる本です。



証人尋問と古い 棗 一郎

法廷で闘う弁護士
の力量が最も試
されるのが、証人
尋問である。特に
反対尋問は被告側
の証人の証言を崩
せば、勝利を切り開ける。反対尋問の準備には莫大な労力と時間をかける。証人尋問当日は、不安と緊張感と高揚感がないまぜになるが、反対尋問が始まると一気に集中してそれまでの感情が吹き飛ぶ。そして、1日かけた証人尋問が終わると、痺れるほど疲れる。尋問には甚大なエネルギーが必要である。第一線の弁護士として体力的に証人尋問ができなくなれば、引退する時だなと思う。私も昨年10月で還暦を迎え、老いを考える年齢になった。



気候変動 並木 陽介

こここのところ、日本国内だけでも毎年のように各地で「数十年に一度」の自然災害が発生していて、死者も出ています。私が子供のころにはなかった「ゲリラ豪雨」という言葉を耳にすることも珍しくなくなりました。

今後数十年の間に、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、ますます大きな変化がもたらされると言われています。

私たちが安心して暮らし、また次の世代に安心して暮らせる世の中をボタンタッチするためにも、豊かな暮らしとはどういうものか、考えなければならぬ時期にきています。



メルカリにはまってます 細永 貴子

皆さんはメルカリを利用したことがあるだろうか？私は以前から書籍を少しお安く購入するために活用してきたが、最近では出品する方にハマっている。



仕組みは簡便で分かりやすく、匿名で取引することができる点も安心である。「今」の自分に必要なものを手放し、必要としてくれる他の誰かに譲る。そう思うと捨てる罪悪感が消え、感謝して手放すことができる。そして多くの物を所有する必要はないのだと気づかされる。

義親 遠方より来る 蟹江 鬼太郎

岡山に住むじーじ、ばーばが上京してくれた。2年ぶりの再会である。子供たちは大喜び。サッカーを見学して、公園で遊んでもらって、川越観光をして、人生ゲームをして…。あっという間の4日間だった。気軽に移動や旅行や会食ができる2022年になると良いなあ。



興味深いYouTube動画 深井 剛志

2020年からのコロナ禍で、YouTubeの投稿を始める芸能人が増えております。私も自宅にいたことが増えたので、様々なYouTuberの投稿を観るようになりました。

中でも急増したと思うのが、元プロ野球選手のYouTube動画です。かつて応援していた選手が、現役時代のこと、現在気になっている選手、プロ野球界の舞台裏などを赤裸々に話してくれるのは、非常に興味深いものです。



プロ野球ファンの方は、是非、お気に入りの選手の動画を観てみてはいかがでしょうか。

おすすめしたい漫画 市橋 耕太

少し前に「好きな漫画を10冊挙げる」ということがSNS上で流行っていました。

好きな漫画というと10冊には絞れませんが、連載中のものでぜひおすすめしたいのがヤマシタトモコさんの『違国日記』（祥伝社・既刊8巻）。登場人物が抱える悩みや社会での生きづらさが丁寧に描かれ、リアルな社会を生きる読者にも共感できる部分があるはず。作者の言葉選びも秀逸で、日々「モヤモヤ」しているものが言語化されるかもしれません。



レモンの木への来客 伊藤 安奈



「うわ！」と声が出た。あまり見ないようにしたつもりが、すごい勢いで葉を食らう姿が目には焼き付いてしまい、思い出してはゾワゾワしてしまう。昔は平気で捕まえていた虫たちが、大人になると苦手になるのはどうしてなのだろう、と考えながら今もゾワゾワしている。

ベランダで育てている（と言っても水をやるくらいしかしていない）レモンの木の葉が、見るたびどんどん小さくなっていく。よく見たら、枝の先に立派な青虫。思わず、

「飲みニケーション」と リモートワーク 沼田 英久

緊急事態宣言が解除され、東京都の新型コロナウイルスの感染者数もぐっと減ってからのというもの、顔を赤らめお酒の香りを漂わせる会社員らしい装いの



方々で帰りの電車が混んでいます。コロナ禍において積極的にリモートワークは活用されたものの、それは今後日本の企業に根付くようなものではないのかもしれないなあ、とそのような方々の「飲みニケーション」後の楽しそうな姿を横目に考えさせられています。

テイケイ事件

労働組合と組合員への誹謗中傷文書などに対するたたかい

高橋 寛

テイケイ株式会社は大手の警備会社です。厚生労働省の警備などを受注しており、東京都庁の警備を受注していたこともあります。

現在、弊所の佐々木、鈴木悠太、私が労働組合プレカリアートユニオンの代理人となり、東京都労働委員会（都労委）に対して不当労働行為救済申し立てを行っています。

プレカリアートユニオンがテイケイに対して団体交渉や社前での街頭宣伝を行っていたところ、2020年3月以降、テイケイはユニオンやその関連団体に対してユニオンを誹謗中傷する文書を送付しはじめました。さらには、住所を公開していないユニオンの組合員個人の自宅に対して「このボケ、何様だ！調子に乗るな！」などと組合員個人を誹謗中傷する文書を送付し、テイケイ以外の会社に所属しているユニオンの組合員の勤務先にまで抗議書を送りつけました。

今年8月、都労委からテイケイに対して「組合員及びその勤務先等への文書の送付は控えるよう勧告する」という異例の勧告が出されました。

しかしながら、テイケイはその後も組合員個人への文書送付を続けています。都労委による不当労働行為救済命令を勝ち取るべく、今後もたたかっていきます。



ジェイアールバス関東事件

JR東日本子会社に不当労働行為救済命令

鈴木 悠太



JR東日本の子会社ジェイアールバス関東(株)において、労働組合員のバス運転手Aさんが、支店長から労働組合からの脱退勧奨を受けた事案で、弊所の佐々木、伊藤、市橋とともにAさんの代理人として、東京都労働委員会（都労委）に対して不当労働行為救済申し立てをしていました。

令和3年9月16日、都労委は、会社のAさんに対する支配介入の不当労働行為を認め、救済命令を出しました。

Aさんは、脱退勧奨を受けた当時、現在加入しているB労働組合とは別のC労働組合水戸地本に加入しており、同地本とともに本件救済申し立てをしていましたが、会社と協調路線をとるC労働組合中央本部の妨害を受け、Aさんを含むC労働組合水戸地本の組合員はC労働組合からの脱退を余儀なくされ、新たにB労働組合を立ち上げていました。

そのような中で、Aさんは個人で救済申し立てを続け、救済命令を勝ち取りました。支配介入の事案で組合員個人が救済命令を得ることは異例です。

JR東日本グループに対しては、本件以外にも、不当労働行為に関する複数の救済申し立てや訴訟が係属しています。

社労士から組合役員が提訴された事件で勝利判決

佐々木 亮

首都圏青年ユニオンが取り組む事案に社労士が会社側団体交渉担当者として参加していたところ、組合役員らの言動が社労士を威迫する不法行為だとして提訴してくるという事件がありました。元の事案は会社との間で解決済みであったのに、わざわざ社労士が言いがかりのような裁判を起こしてきたのです。これに対しては、組合役員側は組合員の権利の実現のために団体交渉権を正常に行使しただけであり、本件は組合の活動を止めようとするスラップ訴訟にほかならないと

反論しました。

昨年11月13日判決があり、組合役員が勝利しました。判決には「本件訴え提起の目的は、本件組合の活動を指弾し、これに掣肘を加えることにもあることが窺われる」との判断もあり、本件が「スラップ訴訟」であることを事実上認めていました。

最近、使用者側が組合を訴える事件が増えているように思います。本件もその亜流といえるでしょう。使用者側の狙いは、裁判を起こすことで組合の団結を揺



るがせるところにありますので、提訴されても逆に団結をもってはね返すのが一番です。

本件も最後まで崩れることなくはね返しました。こうしたスラップ訴訟には断固とした態度で臨むのが最善策といえます。

過労死事件の判決が 言い渡されました

早田 由布子



服飾雑貨メーカーで営業補佐として勤務していた男性（享年40歳）が、長時間労働の末に致死性不整脈で亡くなった過労死事件につき、昨年10月28日、東京地裁は会社と代表者に対し、遺族に約1100万円を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

この事件は、当初は遺族側に労働時間を裏付ける資料がなく、会社からも実態に即した労働時間記録が開示されませんでした。そのため、裁判所を通じた証拠保全手続で被災者のメール送信時刻等入手し、労災認定、訴訟提起に至りました。

裁判でも、被告である会社とその代表者は、被災者の仕事は営業の指

示をそのまま転送するだけであったから過重労働ではない、被災者は会社PCを遠隔操作するソフトを使っていたため会社にいなかった、中抜けして食事に行っていた等として、過労死ではないと主張していました。しかし、東京地裁は、原告側が主張した実労働時間数を1分も削ることなく過労死であると認定し、会社と代表者の責任を認めました。

被災者が亡くなってから約6年もの時間が経過しましたが、本件は控訴審に舞台を移します。引き続きのご支援をお願いいたします。



SOGIハラスメントを 理由とする労災申請

小野山 静

2021年9月、SOGIハラスメントを理由とする労災申請を行いました。SOGIとは「Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向及び性自認）」の略で、性的指向や性自認に関して嫌がらせを行うことをSOGIハラスメントと言います。

被災者は、性同一性障害の診断を受け、女性として生活を行っています。しかし勤務先において、日常的にSOGIハラスメントを受けてきました。特に、上司に当たるA氏は「君は『彼』でしょ」、「あそこの形状はどのの」等の差別的発言を繰り返し、その結果、被災者は強い精神的負荷を負い休職まで余儀なくされました。

2021年6月25日に発表された連合の調査結果によれば、職場でSOGIハラスメントを受けた率は2.2%と報告されており、マタニティ・ハラスメントを受けたという1.7%を上回る結果になっています。しかし、SOGIハラスメントに対する理解や問題意識はまだまだ低いのが現状といわざるをえません。

今回のSOGIハラスメントを理由とする申請について、労災が認定された場合、極めて画期的なリーディングケースとして、職場での差別に悩む多くのLGBTQ当事者にとって大きな希望に繋がるものであると思います。ご支援をお願いいたします。

法 相 談 律 相 談

相続法改正

野澤 裕昭

Q 相続法改正で遺留分減殺請求制度が変わったそうですが、どう変わったのですか。



A 令和元年7月1日に施行された相続法で遺留分侵害額請求権という制度に変わりました。

一言でいうと減殺請求権は物権的請求権（共有）でしたが、侵害額請求権は金銭請求権になったということです。例えば、土地が対象財産だとすると減殺請求権は土地に遺留分権利者が共有持分を取得したのに対し、侵害額請求権は単に土地の価値に基づいて金銭請求ができるだけになったのです。

これは事業承継（事業用設備の相続問題）をしやすくするのが目的で相続法改正の中でも一番大きな改正とも言われています。

他に①消滅時効が設けられ（侵害の事実を知ってから5年、行使できる時から10年）、②特別受益もこれまで制限がなかったのが10年以内のものに限られるなどの改正もされました。他方、金銭債権になったことで相続財産が遠方でも裁判を侵害額請求者の居住地を管轄する裁判所でおこせるようになり（持参債務）、請求時から遅延損害金が発生するなど（金額を明示して請求した場合、概算で可）侵害額請求者に有利な点も新たに認められました。



ぶらり
らくちよう

ランチのお店にはことかかない有楽町周辺であるが、イスラエル料理が食べられるお店にはなかなかお目にかかれないだろう。事務所から丸の内方面に5～6分程歩いたところにある「Ta-im (タイム) 丸の内店」は、そんなイスラエルの家庭料理を出すお店だ。

テイクアウトの定番メニューはファラフェル（ひよこ豆のコロッケ）のピタサンド（ピタパンのサンドイッチ）。ピタパンはインド料理のナンに似たもちりとした食感。ファラフェルは食べ応えがありながら低カロリーという優れもの。

ほかにもフムスやババガヌシュなど耳慣れないメニューが盛りだくさん。まだ見ぬ未知の料理との出会いを求めて訪れてみてはいかがだろうか。

テイクアウトは ピタパンのサンドイッチ

イスラエルの
家庭料理店

鈴木
創大

編集後記

「コロナワクチン接種済みの方」と書かれているのをよく見るようになった。これからは接種証明書を提示してからお店や施設を利用したりサービスを受けたりするという動きがある。接種を望まない方、様々な理由で接種が出来ない方もいる。今後、接種を強いられ、行動範囲が狭くなってしまうことを防ぐ対策が必要だと思う。（田場）

「フリーランス ハンドブック」が出版されました

雪竹 奈緒

「フリーランス」「個人事業主」は「多様な働き方」の一つとして政府も推進し、年々増加しています。しかしこのような人たちは必ずしも労働法による保護を受けることができず、労働者が利用できる労働局等の行政の相談窓口からも排除されてしまいます。そのため厚労省から第二東京弁護士会が委託を受け、昨年よりフリーランス専門の相談窓口を設けました。その相談実績も踏まえ、昨年9月、第二東京弁護士会・労働問題検討委員会編著による「フリーランス ハンドブック」が出版されました。当事務所の大久保修一、鈴木悠太弁護士も執筆に参加しています。フリーランスが直面する様々な法律問題についての解決方法が類型ごとに詳細にまとめられており、大変参考になりますので、是非手に取ってご覧ください。



自由法曹団が 100周年を迎えました

今村 幸次郎

自由法曹団は、基本的人権や平和を守り、民主主義を強めることを目的とする弁護士の団体です（団員数約2000人）。当所員も皆団員です。その自由法曹団が、2021年8月に創立100周年を迎えました。1921年に神戸造船所争議で発生した官憲による労働者の殺傷事件に対する調査・抗議活動を契機に結成。以来、治安維持法反対の活動、戦後の松川事件、公害・薬害事件、女性差別是正の労働裁判、平和や憲法を守る活動等に力を尽くしてきました（「自由法曹団100年史」（日本評論社）ご参照）。



10月22日開催の「100周年の集い」では、法大名誉教授（前総長）の田中優子さんに「自由をどう生かすか」というテーマで講演していただきました。

10月22日開催の「100周年の集い」では、法大名誉教授（前総長）の田中優子さんに「自由をどう生かすか」というテーマで講演していただきました。

業務告知板

- 受付時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。（土・日・祝日休み）
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,000円（税別）、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。http://www.junpo.org/